

『訪問介護相当サービス』重要事項説明書

訪問介護相当サービス事業を提供するにあたり、御注意いただきたい重要事項について
厚生省令第37号第8条に基づき、次のとおり説明します。

1) 事業所の名称

事業所の名称	すきっぷ訪問介護
指定番号	1472611043
所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号
連絡先	電話 : 042-705-4721 FAX : 042-705-4722
管理者氏名	菱田 芙美
当該事業所の通常の事業実施地域	相模原市

2) 事業所の営業日及び営業時間

区分	事務所	サービス提供
営業日	月曜日～土曜日・祝日	月曜日～土曜日
	〈但し、年末年始は休み〉	
営業時間	8時30分～17時30分	8時30分～18時

3) 事業所の職員体制

当事業所では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職種	職務内容		
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の運営管理 苦情及び相談等の受付 		
事務担当	<ul style="list-style-type: none"> 管理者とサービス提供責任者が分担して行なう 		
訪問介護事業	サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護相当サービス計画の作成 及び介護保険請求事務 利用者と訪問介護員との調整及び他の事業者との連携等 	
	訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者の自宅に訪問し、入浴・食事・排泄介助など身体介護や、買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助サービスの提供を行う 	
			介護福祉士
			実務者研修
	介護職員初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活等に関する相談・助言 	

4) 利用料

① 介護保険から給付されるサービスの料金

介護保険の給付対象サービスを受ける場合は、利用者には関係法令に基づいて決められた利用料の一部（1割から3割）を利用負担金として事業者へお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は別途定められた料金となります。

【基本利用料<午前8時～午後6時>】

	サービス内容・利用数	対象者	算定単位	単位数	ご利用料	自己負担分		
						1割	2割	3割
訪問型独自サービス21	標準的なサービス 週1回程度 月10回まで	要支援1		287	3,111	312	623	934
訪問型独自サービス/221	標準的なサービス 週1～2回程度 月12回まで	要支援2	1回につき	287	3,111	312	623	934
訪問型独自短時間サービス	短時間の身体介護 1～22回	要支援2		163	1,766	177	354	530
訪問型独自サービス/321	標準的なサービス1回 + 短時間身体介護1回	要支援2		450	4,878	488	976	1,464
訪問型独自サービス/421	標準的なサービス1回 + 短時間身体介護2回	要支援2	1週につき	613	6,644	665	1,329	1,994
訪問型独自サービス/521	標準的なサービス2回 + 短時間身体介護1回	要支援2		737	7,989	799	1,598	2,397
訪問型独自サービス13	1月の中で3,727単位以上サービスを利用した場合	要支援1・2	1月につき	3,727	40,400	4,040	8,080	12,120
初回加算		200			2,168	217	434	651
介護職員処遇改善加算Ⅰ		月額利用総単位数 × 24.5 %						
$\text{処遇改善加算利用者負担額} = \text{上記金額} - [\text{総単位数} \times \text{単位(地域単価} \times \text{介護報酬総単位数)} \times \text{加算率}] \times 0.9 \text{ (1円未満切り捨て)}$								
$\text{* 1カ月のサービス利用合計単位数} \times \text{地域単価} 10.84 = \text{〇〇〇円 (1円未満切り捨て)}$								
$\text{利用者負担額 1割の場合} \quad \text{〇〇〇円} - (\text{〇〇〇円} \times 0.9 \text{ (1円未満切り捨て)}) = \Delta\Delta\Delta\text{円 (利用者負担額)}$								

- * 基本料金における時間帯以外（早朝 午前7時～8時・夜間 午後6時～午後9時）の場合は、基本利用料の25%増しの金額となります。
- * 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 要支援認定を受けていない場合や保険料の滞納の場合等は、いったん事業者にご利用料の全額をお支払いいただく場合があります。その場合「サービス提供証明書」を発行いたしますので、後日 相模原市の介護保険課の窓口へ提出することにより、払い戻しを受けることができます。（償還払い）

② 料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

③ 訪問介護相当サービス中止の時

- * 利用者がサービスの利用の中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）:042-705-4721 FAX :042-705-4722

- * 利用予定日の前に利用者の都合により、訪問介護の利用を中止又は変更をすることができます。この場合訪問介護相当サービス実施日の前日17時までには事業者に出し出がなければ原則として下記の料金をキャンセル料としてお支払いいただきます。

訪問介護中止時の料金 訪問介護員がご利用者宅まで訪問し中止になった時 (ただし定額制料金の訪問介護相当サービスは除き、回数制料金の場合に限る)	1200円
---	-------

5) 交通費

利用者が相模原市以外でサービスを受けたい時、交通費実費をお支払いいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は下記の額をいただきます。

実施地域を超えた所から片道5km以下のとき	200円
実施地域を超えた所から片道5kmを超えるとき	200円+5kmを超えるごとに200円を加えた額

6) 料金のお支払い方法

月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の料金等の請求をいたします。27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までにお支払いください。お支払いいただきますとお支払いを確認できた時点で領収書を利用者へ発行いたします。

7) 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅支援事業者などに連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

8) 介護保険で算定されない時間(通院時の待機時間など)の取り扱いについて

30分につき 1400円の料金を自費としていただきます。

9) その他、介護保険外の利用について

利用に当たっては利用者・サービス提供責任者・ケアマネージャーと相談のうえ提供いたします。

30分につき1400円

10) 相談・要望・苦情等の窓口

担当 : 菱田 芙美
 電話番号 : 042-705-4721
 FAX : 042-705-4722
 (受付時間 月曜日～金曜日の8:30～17:30)

*当方以外の相談・要望・苦情等を下記窓口で受け付けています。

- ・相模原市高齢政策課 電話 : 042-707-7046
- ・神奈川県国民保険団体連合会 電話 : 045-329-3447

11) 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- ② 虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- ③ 虐待防止に関する責任者の選定 虐待防止に関する責任者 管理者 菱田 芙美

12) 身体拘束の適正化について

- ① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)と行いません。
- ② 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- ③ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底(1年に1回以上)
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)

13) 法人の名称など

法人名	エス・エスホームケア株式会社
法人所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号
電話番号	042-743-0594
代表者氏名	代表取締役 蛭谷 康一
設立年月日	令和2年11月17日

年 月 日

訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業所】 所在地：神奈川県相模原市南区相模大野5丁目10番22号

名称：すきっぷ 訪問介護

【説明者】 サービス提供責任者

氏名 菱田 芙美

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

【利用者】 _____

【代理人】 _____